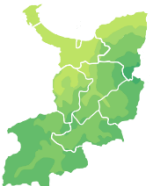


資料 1

令和 7 年 9 月 2 4 日
第 4 回 使用料等 審議会
鳥取県西部広域行政管理組合

第 3 回 審議会の概要

西部広域行政管理組合事務局
施設管理課・総務課



1 第3回審議会の概要

(1) 開催日時

令和7年8月27日（水）午後2時00分～午後4時20分

(2) 開催場所

米子市淀江支所2階 大会議室

(3) 内容

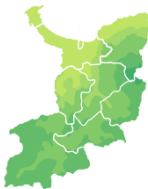
ア 第2回使用料等審議会の概要報告

イ 火葬場使用料及び不燃物処理手数料の改定額について説明及び審議

(4) 出席者

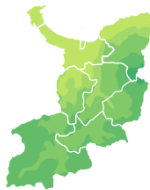
委員：7名（欠席なし）

事務局：事務局長、施設管理課、総務課



2 主な意見

	項目	意見等（要旨）
1	火葬場使用料改定額について	【圏域内居住者】 ○火葬（大人）の改定額は、使用料収入の不足が生じないよう試算額（17,304円）の端数を切上げて18,000円とするのがよい。 ○他の区分は、火葬（大人）の改定率1.5倍を各料金に乗じて算出する。1,000円未満の端数は500円単位を可として端数処理するが、霊安室の死体（24時間）は、利用者の負担感を考慮し、1,000円未満の端数を切捨て、試算額（22,800円）を22,000円とするのがよい。 【圏域外居住者】 ○圏域内居住者との公平性の観点から、各料金に改定率1.5倍を乗じた額が適当。 ○焼却の系統解剖遺体（残部）は、圏域内外で同一料金としているため、10,500円で合わせるべき。 ○霊安室は、圏域内居住者と同様に、1,000円未満の端数を切捨てたほうがよい。
2	不燃物処理手数料改定額について	○個人と事業所の料金の取扱は、どちらも一般廃棄物であり、現行でも同額としていることに加え、東部も中部も同額としており、今回も同額でよい。 ○他団体との均衡の目的だけで、単に県内他団体の額に合わせるのではなく、手数料算出のための対象費用等を審議し、根拠をもって算出した試算額を基準に改定額を決めたほうがよい。 ○不燃物処理手数料は、組合の使用料・手数料の適正化方針では、受益者負担率100%を基本としているため、100%に近い60%を基準にする考えもある。 ○受益者負担率60%の試算額（580円）は、他団体の現行料金と差が大きく、受益者負担率50%の480円／10kgを改定額とすべき。 ○現行料金の178円から480円に改定すると約2.7倍と急激な値上げとなるため、激変緩和措置で段階的に引き上げたほうがよい。
3	その他	○火葬場使用料も不燃物処理手数料も長期間に渡って見直しがされてこなかったことが、今回の大幅な引き上げにつながったので、今後は3年を目途に定期的な見直しを実施すべき。 ○不燃物処理手数料の受益者負担率は100%を基本としているため、将来的には100%を視野に入れた見直しを検討することを答申の附帯意見に記載したほうがよい。



3 火葬場使用料改定額

3 火葬場使用料改定額

(円)/件

消費税	区 分		現行使用料 (H29.4~)		試算額 (R8.4~)		改定額 (R8.4~)		
			圏域内 居住者	圏域外 居住者	圏域内 居住者	圏域外 居住者	圏域内 居住者	圏域外 居住者	
非課税	火葬	大人	12,000	49,000	1.5倍	18,000	73,500	18,000	73,500
		小人	7,000	29,000		10,500	43,500	10,500	43,500
		死産児	4,000	21,000		6,000	31,500	6,000	31,500
		改葬遺骸	3,000	18,000		4,500	27,000	4,500	27,000
		系統解剖遺体 (主部)	3,000	3,000		4,500	4,500	4,500	4,500
課税	焼却	生体分離肢体	3,000	3,000		4,500	4,500	4,500	4,500
		産汚物等 (1 kg)	1,000	1,000		1,500	1,500	1,500	1,500
		系統解剖遺体 (残部)	7,100	7,100	大人に 合わせ 1.5倍	10,650	10,650	10,500	10,500
	霊安室	死体 (24時間)	15,200	25,400		22,800	38,100	22,000	38,000
		死産児 (24時間)	7,100	12,200		10,650	18,300	10,500	18,000

端数処理

○改定額の算出根拠

【圏域内居住者】

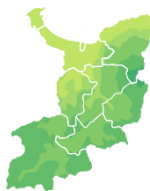
- ・火葬(大人)以外については、大金の改定率(1.5倍)を現行料金にそれぞれ乗じて算出する。
- ・1,000円未満の端数は、500円単位を可とし、端数処理する。
- ・霊安室の死体(24時間)は、1,000円未満の端数を切捨てる。

【圏域外居住者】

- ・圏域内居住者の火葬(大人)の改定率(1.5倍)を、現行料金にそれぞれ乗じて算出する。
- ・系統解剖遺体(残部)は、圏域内料金と同額とする。
- ・霊安室(死体・死産児)は、1,000円未満の端数を切捨てる。

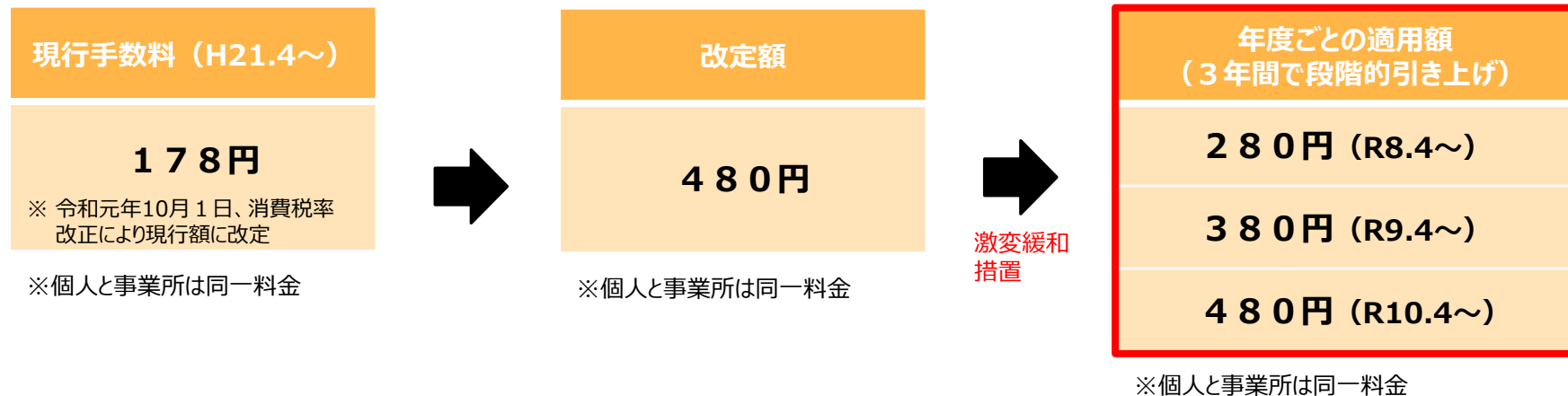
○消費税の取扱

- ・焼却と霊安室の使用料は、消費税及び地方消費税の課税対象のため、消費税相当額を含む額。



4 不燃物処理手数料改定額

(円)/10kg



○改定額の算定根拠

- ・県内他団体の現行料金との差を考慮し、受益者負担率50%で試算した額（481円）を端数処理し、480円とする。

○激変緩和措置

- ・現行手数料(178円)から約2.7倍の値上げとなるため、激変緩和措置として改定差額を3年間で均等に分割し、段階的に引き上げる。

○消費税の取扱

- ・不燃物処理手数料は、消費税及び地方消費税の課税対象のため、消費税相当額を含む額。

